

第 章

管 理 運 營

第 章 管 理 運 営

第 1 節 法人組織の管理運営体制

1. 法人組織の構成と学校法人の決定システム

役員・評議員の構成

学校法人大阪音楽大学の役員は理事及び監事より構成される。理事長は理事の中から理事の互選により選出され法人を代表する。副理事長は理事会の同意を得て理事長が選任する。

理事会は法人の業務を執行し、理事長の職務を円滑に遂行するために、理事定数の2分の1を超えない常任理事により構成する常任理事会を置く。理事の定数は15人で、その構成は「学長」、「評議員互選理事2人」及び、「本法人に関係のあるもの又は学識経験者の中から評議員会の意見を聞いて理事会が選任する理事」より成る。監事は2人とし、評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

評議員会は定数31人より成る評議員によって構成され、理事会が次の～の選任区分に基づき選任する。法人の職員（学長、校長、園長、教員、その他の職員を含む。以下同じ）のうちから選任された者12人。法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者5人。大阪音楽大学の学長及びこの法人の理事長。この法人に関係ある者又は学識経験者12人。

2002～2004年度の役員・評議員の選任はすべて寄附行為に基づき適正に行われた。学校法人の役員・評議員の定数については設置学校の種類や学生数等の法人の規模を勘案し、見直すこと、また理事・評議員の定数を弾力的に定めることについても検討されている。

各年度の5月1日現在現員でみると、全理事のなかで本学の役員・教職員およびその経験者以外の外部理事は、2002年度は12人中7人、2003年度は15人中8人、2004年度は14人中7人であり、同じく全評議員中外部評議員は、2002年度は30人中17人、2003年度は30人中15人、2004年度は30人中15人と外部人材の登用を積極的に行っている。

寄附行為による学校法人の決定のシステム

学校法人の業務は、理事会において決定する。理事会の議事は、法令及び寄附行為に定める場合を除く外、理事総数の過半数で決し、可否同数の時は議長の決定するところとなる。また、寄附行為の変更には理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を要する。

理事長は、「予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「事業計画」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「収益を目的とする事業に関する重要事項」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他法人の重要事項」については諮問事項として評議員会の意見を聞かなければならない。また、「予算、借入金、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項」、「私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散」、「残余財産の処分」については理事総数の3分の2以上の議決がなければならず、また理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を要する事

項として、「私立学校法第 50 条第 1 項第 2 号から第 6 号に掲げる事由による解散」、「目的たる事業の不能による解散、法人の解散に伴う残余財産の処分」、「合併」を定める。現在、学校法人の決定に関しては私立学校法および寄附行為に則して適正に行われている。

法人組織の活動状況

理事会は 2002 年度においては 4 回、2003 年度においては 6 回（書面による臨時会 1 回を含む）、2004 年度においては 4 回開催された。図表 75 に 2002～2004 年度の理事会の開催状況を示す。

図表 75 理事会の開催状況（2002～2004 年度）

2002 年度

開催年月日	出席者数	表決書数	監事出席	主な議事内容
2002 年 5 月 21 日	12	0	2	理事・監事・評議員の選任、2001 年度事業報告及び決算報告承認、他
2002 年 7 月 1 日	14	1	2	2002 年度第 1 回補正予算案承認、評議員選任、法人自己点検に関する件、大学・短大改組転換に関する方針、他
2002 年 11 月 13 日	13	2	2	2004 年度以降の新生授業料承認、資産運用に関する件、評議員の選任、他
2003 年 3 月 20 日	14	1	2	短期大学部学則変更承認、2004 年度事業計画案概要承認、同年度予算案承認、新奨学制度導入承認、他

2003 年度

開催年月日	出席者数	表決書数	監事出席	主な議事内容
2003 年 5 月 20 日	14	1	2	短期大学部音楽科改組に伴う学則変更及び音楽専攻の募集停止承認、2002 年度事業報告・決算報告承認、短期財政計画（2003～06 年度）承認、学長選挙規程改正、他
2003 年 6 月 12 日	-	15	-	付属音楽幼稚園収容定員変更・園則変更承認
2003 年 6 月 27 日	14	1	1	2003 年度 第 1 回補正予算承認、他
2003 年 12 月 12 日	13	2	2	次期学長任命、2004 年度短期大学部音楽科改組に伴う学則変更及び音楽専攻の募集停止の承認、他
2004 年 2 月 9 日	14	1	2	次期理事長互選、副理事長選任、寄附行為変更に関する件、大学学則変更、名誉教授称号授与規程改正、他
2004 年 3 月 22 日	10	4	2	2004 年度予算案承認、理事・監事選任、他

2004 年度

開 催 年月日	出席 者数	表決 書数	監事 出席	主な議事内容
2004 年 5 月 28 日	10	3	2	理事・監事・評議員の選任、常任理事会構成員承認、付属音楽幼稚園収容定員変更・園則変更承認、事務局長人事、補正予算案承認、他
2004 年 12 月 1 日	14	0	2	理事・評議員の選任、国際交流事業の推進、他
2005 年 2 月 7 日	14	0	2	理事の選任、株式会社の設立承認、大学学則及び同音楽専攻科規則変更承認、短期大学部学則及び同専攻科規則変更、大学院規則変更、代表理事登記、役員・評議員の定数見直し協議、他
2005 年 3 月 22 日	12	3	2	評議員の選任、大学入学定員の変更並びに同学部 3 年次編入学定員の設定承認、寄付金の募集承認、2005 年度事業計画案・同年度予算案承認、他

2. 常任理事会

常任理事会は、理事会が決定した法人の業務、並びに理事長の職務を円滑に遂行するため、下記事項を協議する。

常任理事会の協議事項

- ・ 理事会が決定した業務の執行にあたって必要な事項
- ・ 理事会があらかじめ常任理事会の議に付託した事項
- ・ 理事会の職務遂行にあたって、理事会から常任理事会に付議された事項
- ・ 理事会に付議するために事前協議を要する事項

常任理事会は通常月 2 回以上開催され、上記の事項について業務を行っている。

図表 76 常任理事現員数並びに常任理事名簿（2002～2004 年度）

（各年度とも 5 月 1 日現在）

	常任理事 現員数(人)	常任理事名簿	備 考
2002 年度	4	西岡 信 雄	理 事 長
		永井 俊 一	副 理 事 長
		野口 幸 助	
		鹿島 正 昭	

2003年度	4	西岡信雄	理事長
		永井俊一	副理事長
		野口幸助	
		鹿島正昭	
2004年度	3	西岡信雄	理事長
		永井俊一	副理事長
		鹿島正昭	

3. 監事の業務執行状況

寄附行為第10条に定める職務について適切に処理しているものと判断している。

同条第1項第1号について、予算執行の内容、執行の経過について監査を実施し、正確に執行されているものと判断し、その旨を理事会及び評議委員会に報告している。

また執行状況について外部監査との整合性も確認している。したがって、寄附行為に基づき適正に職務を遂行しているものと考えている。

理事会には監事2名が常に出席し議事の経緯を承知している。寄附行為第10条第1項第2号について、文部科学大臣及び評議委員会へ報告すること、また同項第3号の理事に対する意見を述べることについては、現在まで必要性は無いものと判断している。

監事は評議委員会には特に出席していないが、理事会に報告される内容により、同委員会の動向は承知している。

以上の通りの理由により理事会及び評議委員会と監事との関係は、寄附行為に基づき適正に運営されているものと判断できる。

4. 評議員会についての寄附行為上の規定及び評議員会の開催状況

現行の評議員会は、寄附行為の第5章「評議員会」(19条「組織」、20条「評議員の選任」、21条「評議員の任期」、22条「評議員会」、23条「諮問事項」、24条「意見具申等」、25条「議事録」)に定める諸規定を遵守して運営されている。ただし、19条1項3号の評議員(学長)は、理事長が学長を兼任しているため、自動的に欠員状態になっている。また議題説明のため、毎回常任理事が同席することを慣行としている。図表77に2002～2004年度の評議員会の開催状況を示す。

寄附行為により理事会・評議員会双方の構成員となることが定められている理事長・学長・評議員互選理事を除いては、理事と評議員の兼務は原則的に避けることとしている。評議員互選理事2名は、法人職員区分評議員から1名、卒業生区分評議員から1名を選任することとしており、法人職員選任区分の評議員12名は、各推薦母体(推薦人数枠:大学教授会4名、

短大教授会 3 名、大学院 1 名、事務局 3 名、幼稚園 1 名) からの推薦を受けて選任することとしている。

現時点において、すべての点で適正に運営されているものと言えるが、より一層の機能向上を目指し以下の課題に取り組んでいる。

- ・評議員会の機能をさらに向上させるためには、会議頻度を高めるだけでなく、通年、法人運営の動きに関する情報を提供できる内部システムが検討されるべきだろう。
- ・評議員は寄附行為の定めにより任期制（4 年）をとっているが、評議員会の活性化のためにはこの制度が形骸化しないよう、理事会側に配慮が必要である。
- ・学職経験者区分評議員の選任にあたっては、可能な限り広い選択肢の中から候補者を検討できる情報収集体制を準備したい。
- ・理事定数見直しと連動して、評議員定数についても、2005 年を目途に見直す方向で検討している。

図表 77 評議員会の開催状況（2002～2004 年度）

開催年月日	出席者数	欠席者数	主な議事内容
2002 年 4 月 25 日	26	4	法人運営規模の過去 10 年間推移、他
2002 年 5 月 29 日	24	6	2001 年度事業報告・決算報告了承、他
2002 年 7 月 1 日	26	4	評議員互選理事選出、他
2003 年 2 月 19 日	26	4	短期財政計画・中期財政試算了承、他
2003 年 5 月 28 日	26	4	2004 年度事業計画案・予算案了承、他
2004 年 2 月 24 日	24	6	寄附行為一部変更決議、他
2004 年 5 月 25 日	25	5	2003 年度事業報告・決算了承、他
2004 年 12 月 10 日	23	7	理事の補任了承、他
2005 年 3 月 22 日	26	3	2005 年度事業計画案・予算案了承、他

第 2 節 教授会等の運営体制

1. 学長選考規程とリーダーシップ

学長の選考では、制度を明確に定めた上で、教授会構成員他による直接選挙によって学長候補を選任し、理事会に推薦する手順で学長を任命している。また、学長が副学長他の教学執行部（副学長、教育部長、学生部長、演奏部長、研究部長、自己点検・評価部長、大学院研究科長、付属機関長等）を任命することとしている。学長は教授会の下に置かれた主要会議等には出席することを常とし、常時、所轄事項に関連する委員会等の中心的構成員となっているため、学長の意思と教授会の意思は常に事前調整されている。

学長が選挙制によって任命される点、また、それぞれの教学執行部と各種委員会の関係が

適切に接続されている点から考えて、学長と教授会の間には良好な連携関係が成立しており、運営全般に学長のリーダーシップが適切に発揮できるシステムが構築されているものと考えている。

2. 教授会についての学則上の規定と審議の流れ

教授会は学校教育法第59条及び大阪音楽大学短期大学部学則第10章に基づき設置されている。その構成(2004年度5月1日付)は大阪音楽大学短期大学部の教授24名(含副学長)、助教授14名、専任講師7名をもって組織されており、審議決定事項として学則第50条において明示されているように、その責務によって理事会から独立した機能と権限を持っている。

学則やカリキュラム、学生の身分に関する事、学生の生活や学習環境に関する事などについては教授会によって審議され決議されている。教員の任免、賞罰等については理事会へ推薦、具申することとしている。また、教授会によって決議されたカリキュラム編成等にかかる納入金については理事会が審議するなど明確に機能を分化し連携している。

図表 78 大阪音楽大学短期大学部学則第10章

第10章 教授会

(教授会)

第47条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第48条 教授会は学長・教授・助教授・講師をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例および臨時教授会)

第49条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。

2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成により可決する。

3. 教授会は定例として月1回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めるとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるときは臨時に招集しなければならない。

4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議決定事項)

第50条 教授会において審議決定する事項は下記のとおりとする。

- (1) 学則の制定および改定に関する事項
- (2) 授業および研究に関する事項
- (3) 学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4) 試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5) 学長・名誉教授・教授・助教授・講師・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6) 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7) その他大学に関する重要な事項

図表 79 教授会開催状況 (2002 ~ 2004 年度)

2002 年度

開催年月日	出席状況		主 な 議 題	
	出席者数	欠席者数		
2002 年 4 月 15 日	40	2	報告	1 評議員推薦委員
			審議	2 学生異動 3 2002 年度科目等履修生の履修許可 4 2002 年度単位互換科目の履修許可 5 セメスター制度における留年生の履修
2002 年 5 月 20 日	38	4	審議	1 学生異動
2002 年 6 月 24 日	37	5	審議	1 学生異動 2 短大教授会より推薦する評議員候補
2002 年 7 月 22 日	37	5	審議	1 学生異動 2 短大進学実技適性テスト実施要綱
2002 年 7 月 22 日	37	5	審議	1 短大専任教授の退職
2002 年 9 月 24 日	37	4	報告	1 2002 年度短大進学実技適性テスト
			審議	2 学生異動 3 2002 年度前期科目等履修生単位認定 4 2002 年度前期卒業判定
2002 年 10 月 21 日	35	6	報告	1 短大専攻科修了生の学士取得 2 7.22 臨時教授会議事録
			審議	3 学生異動 4 2003 年度短大専攻科入学試験の実施・判定方法
2002 年 11 月 18 日	36	5	審議	1 教員人事 < 2003 年度専任教員採用 > 2 学生異動 3 2003 年度カリキュラム変更案
2002 年 12 月 20 日	34	7	審議	1 教員人事 < 2003 年度非常勤教員新規委嘱 > 2 学生異動 3 2003 年度時間割 4 2003 年度単位互換科目 5 2003 年度短大選択系推奨科目 6 短大改組の大綱カリキュラム等
			協議	7 4 年制他大学への 3 年次編入学のための「協定」等の取り扱い
2003 年 1 月 17 日	34	7	審議	1 大阪音楽大学短期大学部学則変更(2003 年 4 月 1 日) 2 各専攻共通規程の改正(2003 年 4 月 1 日) 3 教員人事 < 2002 年度専任教員退職 2003 年度非常勤教員新規委嘱 > 4 短大改組 入試制度骨子(2004 年度以降の入試)

2003年2月18日	38	3	報告	1 2003年度短大専攻科入学試験出願状況
			審議	2 教員人事<資格変更 講師から助教授へ>
2003年3月7日	39	2	審議	1 2002年度科目等履修生単位認定 2 2002年度単位互換科目単位認定 3 2002年度音楽科卒業判定・専攻科修了判定 4 2002年度進級判定
2003年3月19日	39	2	報告	1 学籍異動〔復学〕
			審議	2 学籍異動〔休学/退学〕 3 入学〔再入学/転入学〕<転入学 2002年度大学1年次器楽学科ピアノ専攻 2003年度短大1年次器楽専攻(ピアノ)>

2003年度

開催年月日	出席状況			主 な 議 題
	出席者数	欠席者数		
2003年4月14日	39	2	審議	1 学籍異動〔休学/退学〕 2 2003年度科目等履修生の履修許可 3 2003年度単位互換科目の履修許可 4 2004年度短大専攻科入学試験におけるギターの追加 5 短大進学実技適性テスト
2003年5月19日	37	4	審議	1 教員人事<2004年度専任教員採用> 2 学籍異動〔休学/退学〕 3 音楽専攻の2004年度以降学生募集停止 4 2004年度カリキュラム 5 2004年度学則変更
2003年6月23日	37	4	審議	1 学籍異動〔休学〕 2 短大改組に伴う2004年度短大教員配置の変更 3 ジャズ・ポピュラー専攻開設準備会設置
2003年7月22日	35	6	審議	1 学籍異動〔休学〕 2 教員人事<2004年度専任教員採用 2004年度非常勤教員新規委嘱> 3 2004年度からの教育組織

2003年9月22日	34	6	報告	1 2003年度短大進学実技適性テスト 2 学籍異動〔復学〕
			審議	3 教員人事<2003年度非常勤教員退職 2003年度非常勤教員新規委嘱> 4 2003年度前期科目等履修生単位認定 5 2003年度前期卒業判定 6 10月1日年次進級 7 学籍異動〔休学/退学〕 8 短大教育準備会の構成員
2003年10月20日	36	4	審議	1 学籍異動〔休学/退学/除籍〕
2003年11月17日	38	2	審議	1 教員人事<2004年度専任教員採用> 2 学籍異動〔休学/退学〕 3 2004年度短大専攻科入学試験実施方法等
2003年12月22日	30	10	審議	1 学籍異動〔除籍〕 2 2004年度時間割 3 2004年度単位互換科目
2004年1月19日	32	8	審議	1 2004年度短大選択系推奨科目 2 各専攻共通規程の改正(2004年4月1日)
2004年2月17日	36	4	報告	1 2004年度短大専攻科入学試験出願状況 2 短大教育準備会の進捗状況
			審議	3 学籍異動〔休学/除籍〕 4 学科試験における不正事項 5 教員人事<資格変更 講師から助教授へ> 6 教授会より推薦する評議員補任候補者
2004年3月11日	37	3	審議	1 2003年度科目等履修生単位認定 2 2003年度単位互換科目単位認定 3 2003年度音楽科卒業判定・専攻科修了判定 4 2003年度進級判定
2004年3月15日	37	3	報告	1 学籍異動〔復学〕
			審議	2 学籍異動〔休学/退学〕 3 2003年度優秀賞・音楽社会活動賞 4 教員人事<2004年度専任教員採用>

2004 年度

開催年月日	出席状況			主 な 議 題
	出席者数	欠席者数		
2004年4月12日	40	4	審議	1 学籍異動〔休学/退学/除籍〕 2 2005年度からの器楽専攻(箏)の名称変更 <器楽専攻(箏) 器楽専攻(邦楽)>
2004年5月17日	41	3	審議	1 学籍異動〔休学/退学〕 2 2004年度科目等履修生の履修許可 3 2004年度単位互換科目の履修許可 4 教授会より推薦する評議員補任候補者
2004年6月21日				議案の都合により流会
2004年7月26日	39	5	報告	1 短大進学実技適性テスト 2 専任教員人事
			審議	3 学籍異動〔休学/退学〕
2004年9月21日	41	3	報告	1 短大進学実技適性テスト願書受付結果 2 ジャズ・ポピュラー専攻内のコース変更 3 学籍異動〔復学〕
			審議	4 2004年度前期科目等履修生単位認定 5 2004年度前期卒業・進級判定 6 学籍異動〔休学/退学/除籍〕 7 2005年度カリキュラム変更・学則変更 8 転楽器許可
2004年10月18日	40	4	審議	1 学籍異動〔休学/退学〕
2004年11月15日	39	5	審議	1 教員人事<2004年度末退職教員 2005年度専任嘱託教員契約更新> 2 学籍異動〔休学〕
2004年12月20日	40	4	報告	1 大学評価・学位授与機構に対する短大専攻科再審査
			審議	2 教員人事<専任教員退職 2005年度非常勤教員新規委嘱> 3 学籍異動〔退学〕 4 2005年度カリキュラム変更(舞踊系科目開講) 5 2005年度時間割編成方針
2005年1月24日	41	3	審議	1 学籍異動〔休学〕 2 2005年度単位互換科目 3 大阪音楽大学短期大学部学則変更(2005年4月1日) 4 教員人事<2005年度非常勤教員新規委嘱>

2005年2月21日	42	2	報告	1 2005年度短大専攻科入学試験出願状況 2 2006年度短大推薦入学試験の出願資格 3 共通科目教育主任の交替
			審議	4 2005年度選択系推奨科目 5 2006年度短大入学試験の変更点(器楽専攻邦楽) 6 入学定員の削減・短大改組の検討着手
2005年3月8日	39	5	審議	1 2004年度科目等履修生単位認定 2 2004年度単位互換科目単位認定 3 2004年度音楽科卒業判定・専攻科修了判定 4 2004年度進級判定
2005年3月14日	41	3	報告	1 学籍異動〔復学〕 2 高等学校音楽系クラブ特別推薦制度適用者の入学までの指導体制
			審議	3 学籍異動〔休学/退学/除籍〕 7 入学〔転入学〕 4 2004年度優秀賞・音楽社会活動賞 5 教員人事<資格変更 講師から助教授へ 2005年度非常勤教員新規委嘱> 6 大阪音楽大学短期大学部教授会運営規程案

3. 教育・研究上の各種委員会等

委員会等の設置形態には様々な変遷があったが、2004年度の段階では、教授会の審議事項のすべてにわたってその原案を最終調整する役割の短大運営会議の他、教授会審議事項の一部を専門的に審議・検討するために通年設置されている委員会が置かれている（短大運営会議については、本項を参照）。これらの委員会等の設置に関する規程は未整備のものを含むが、毎年年度末教授会において、次年度に設置する委員会とその構成員について合意事項としている。また各委員会の議事録は整備・保存されている。時代が急変する中で、教授会下の委員会の様態を流動的に変化させてきた経緯は有効な対応であったと考えるが、このことによって委員会設置にかかる規定整備作業が遅延する結果にもなった。委員会の規程については、学則の下に見本となる教授会運営規程および人事委員会規程が制定されているが、新設の委員会の規程制定および旧委員会規程から新委員会規程への変更を早急に進める必要がある。

各種委員会の活動状況（2004年度）

・短大運営会議

主な業務：短大教育方針をはじめ教育運営諸問題、カリキュラム編成、教育システム、成績評価基準および入試全般の検討。インターンシップ、教育実習などの検討。関係事務部門並びに自己点検・評価統括委員会との連携。

構 成 員：学長、副学長、教育部長、アドミッション・センター長、教育主任 8 名（作曲、
声楽、ピアノ、管弦打、ジャズ、ポピュラー、電子オルガン、共通科目より各
1 名）、学務事務部門長、学務事務部門職員

開催状況：11 回（基本的に毎月）

・人事委員会＜併設の大学との共同委員会＞

主な業務：名誉教授、教授、助教授、専任講師、非常勤講師、その他授業を担当する者の
任免について教授会が理事会に推薦する事項の原案作成および教授会への具申。

構 成 員：学長、大学副学長、短大副学長、および選挙によって任命された委員 8 名

開催状況：12 回（基本的に毎月）

・自己点検・評価統括委員会＜併設の大学との共同委員会＞

主な業務：教育・研究水準の向上と教育・研究活動の活性化を図り、併せてその社会的使
命を果たすために第三者評価機関への自己点検・評価報告書の作成・提出を行
うことを目的として必要な事項を定める。

構 成 員：自己点検・評価部長、大学副学長、短大副学長、部門別自己点検・評価委員長 5 名
（大学、大学専攻科、大学院、短大、短大専攻科より各 1 名）、事務局長、企画事
務部門長、（2005 年度より担当理事が構成員として参加）

開催状況：基本的に毎月開催

・演奏委員会＜併設の大学との共同委員会＞

主な業務：大学主催演奏会の企画の基本方針に関する事項、演奏会にともなう事務的処理
の基本方針に関する事項など

構 成 員：演奏部長、併設の大学と併せて作曲・楽理・声楽・ピアノ・管弦打・ジャズ&
ポピュラー・合唱より各 1 名（学長・演奏部長推挙）、学務事務部門職員 2 名

開催状況：6 回（基本的に毎月）

・学生生活委員会＜併設の大学との共同委員会＞

主な業務：学生の風紀・生活指導に関する事項、奨学金給付・奨学生推薦に関する事項、
学生の学外出演に関する事項、学生の賞罰に関する事項、学生自治会に関する
事項、学生相談に関する事項、学生寮に関する事項、カウンセリングに関する
事項など

構 成 員：学生部長、併設の大学と併せて教授会構成員より学生部長・学長推薦による若
干名（6 名委嘱）、学務事務部門職員 2 名

開催状況：12 回（基本的に毎月）

・研究委員会＜併設の大学との共同委員会＞

主な業務：研究助成制度及びその実施に関する事項、本学における研究活動推進に関する

事項、「研究紀要」の作成に関する事項、付属機関間の共通課題の検討

構 成 員：研究部長、図書館長、音楽博物館長、大学・短大全領域より6名、研究事務部門長

開催状況：6回（基本的に毎月）

・短大専攻科運営委員会

主な業務：教育カリキュラムに関する事項、入学試験・学年末試験に関する事項、その他教育に関する重要な事項を審議する。

構 成 員：専攻科主事、副学長、教育部長、学長推薦による若干名（4名委嘱）、学務事務部門職員2名

開催状況：8回（基本的に毎月）

・人権委員会＜学校法人設置の委員会＞

主な業務：人権・ハラスメント問題の啓発ならびにその教育・研究・資料の整備に関する事項、侵害に関する事項を審議する。

構 成 員：併設の大学と併せて教授会構成員4名、事務職員2名、理事1名

開催状況：12回（随時開催）

・アドミッション事業委員会＜学校法人設置の委員会＞

主な業務：アドミッション諸活動の推進。入試実施・運営の検討。受験講座・入試説明会等の運営。音楽普及活動推進。入試情報・教育行政情報・高等学校教育情報等の収集。

構 成 員：アドミッション・センター長、担当理事、教授会構成員より併設の大学と併せて若干名（4名委嘱）、アドミッション事務部門長

開催状況：11回（基本的に毎月）

・エクステンション事業委員会＜学校法人設置の委員会＞

主な業務：在学生への進路支援、卒業生のリカレント教育、社会人への生涯教育等の計画立案・実施。インターンシップ支援。卒業生人材派遣。演奏員の管理・運営。留学・コンクール情報等の収集並びに周知。音楽院の支援。

構 成 員：エクステンション・センター長、担当理事（2名）、学長推薦による若干名（3名）、エクステンション事務部門長

開催状況：7回（基本的に毎月）

・オペラハウス運営委員会＜学校法人設置の委員会＞

主な業務：複数年に亘るオペラハウス事業計画の策定。オペラハウス企画演奏会の実施・運営の検討。オペラハウス管弦楽団・合唱団の諸活動に関する企画・運営。

構 成 員：オペラハウス館長、担当理事、エクステンション・センター長、オペラハウス

館長および学長推薦による若干名（3名委嘱） 事務局長、エクステンション事務部門長、オペラハウス・チーフ・マネジャー、企画事務部門広報担当職員
開催状況：9回（基本的に毎月）

・国際交流推進委員会〈学校法人設置の委員会〉

主な業務：音楽を軸にした国際交流事業の開拓・立案。海外音楽教育機関・コンクール・留学等に係る情報収集・提供。海外留学・研修および留学生に対する支援。

構成員：委員長（大学教育部長）、大学副学長、短大副学長、演奏部長、担当理事、教授会構成員より併設の大学と併せて若干名（4名委嘱） 事務局長、企画事務部門長

開催状況：6回（随時開催）〈2004年10月設置〉

本短期大学部では2004年度から各種の委員会が大きく再編され、旧来の委員会の役割が新たに組織された各専攻教育主任及び教学執行部とからなる短大運営会議に統合された。このことにより、各専攻の持つ独自性や特徴が、より明確な形でカリキュラム編成や学生の履修指導に反映されることとなった。また、自己点検・評価統括委員会との連携の下に、授業評価アンケートから見つかる問題点について改善・改革へ向けての審議を行っている。

短大専攻科運営委員会においても、学生の履修状況、選択科目履修者数等の調査結果を常時把握し検討を行っており、本専攻科にて実施した授業内容アンケート調査や、短期大学部における授業評価アンケートを用いた授業の改善・改革についての審議を行っている。9月までに審議決定された事項は翌月の短大運営会議にて審議される。さらに翌々月の短大教授会、理事会の承認を経て次年度より実行される。このように、短大運営会議、短大専攻科運営委員会、短大教授会、理事会の連携がとられている。

4. 運営全般における問題と課題

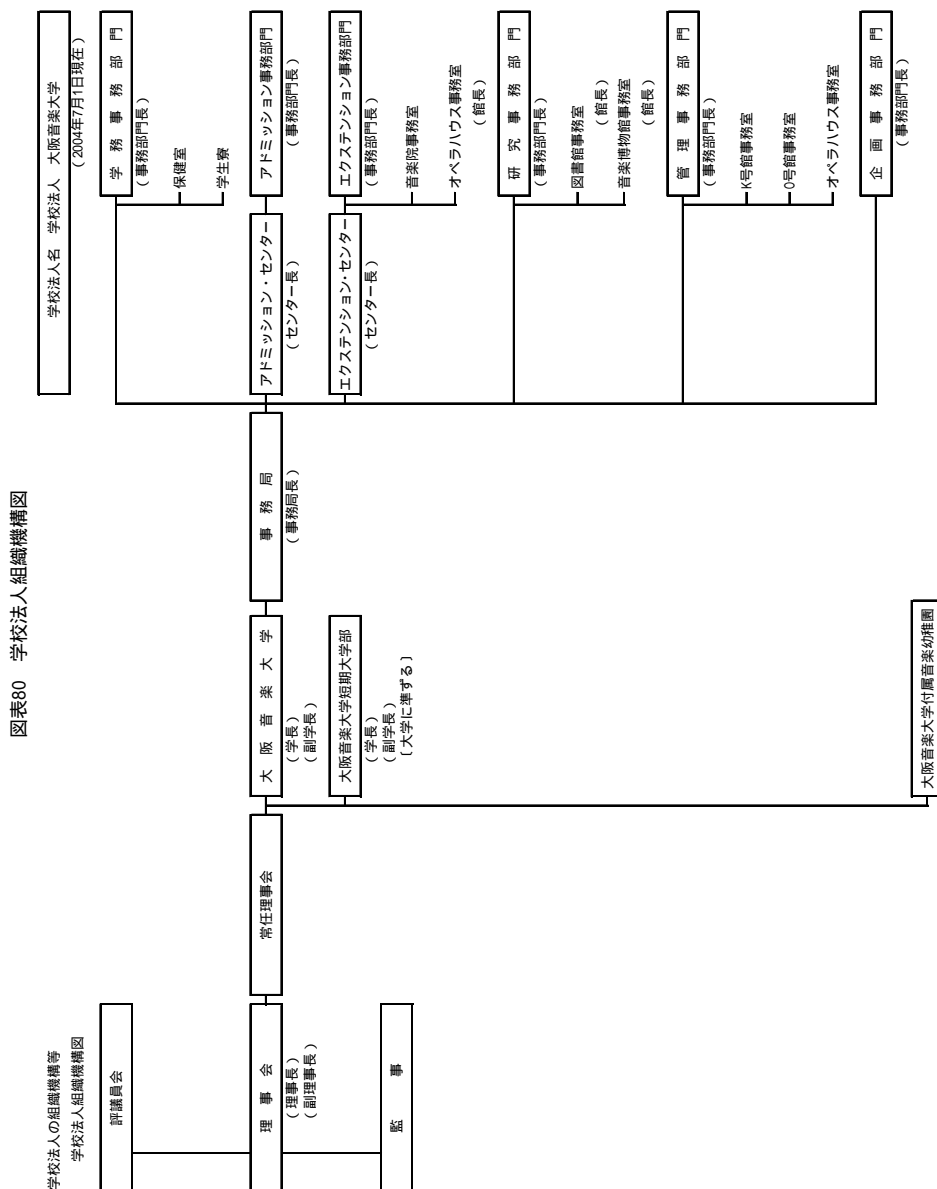
本学では同一法人内に大阪音楽大学音楽学部、大阪音楽大学短期大学部の2校を有しているが、学校法人大阪音楽大学 組織運営規程第9条において「大学学長と短期大学部学長は、同一人物とする」としている。この2つの教育機関を一つの人格が統括することで法人としての一貫した理念に基づく教育を行なう事ができ、このことが本学の大きな特長となると言える。

最近の大学を囲む困難な諸事情を鑑みると理事会と教授会は明確な分化、分担は保ちながらもお互いにより緊密且つ即応性を持つ関係に発展していくこと不可欠である。また、事務局との連携においては教授会運営規程において事務職員の管理職が教授会へ説明および事務処理について規定されているが、事務局から提言する機能などについて明文は無い。教育研究に対して日常的に学生と接している立場から学生の反応について報告を行ったり、それに基づく提言や助言を行ったりするなど、従来の円滑な連絡を図ることのみに留まらず、各々の独立した機能は保持尊重しながらも、授業の運営方法などに関しても踏み込んだ積極的な参加など、将来に向けて検討が必要であると考えている。

第3節 事務組織

1. 各事務部門

図表80 に本学における事務組織の概要を図示する。



2004年5月1日付の大阪音楽大学短期大学部発令の事務職員は35名であるが、校地及び校舎が大阪音楽大学と共有であること、また本法人全体の規模が約1800名(内短大は約600名、幼稚園を除く)であること等を大きな要因として、大学発令の事務職員58名と協働して業務を遂行している。1995年度からの学生数減少率は事務職員減少率を上回っているが、学生の多様化対応の増加並びにこれまでの学生サービスの維持と向上に向けて、アウトソーシングを含め業務の効率化を進めていかなければならない状況である。

以下に各事務部門が取り扱う業務内容を示す。

学務事務部門

学修・教育・演奏に関する業務全般、並びに学生生活・課外活動、福利厚生全般にわたる在学中の学生に係る業務全般を担当する。在学中はもとより卒業後も成績証明の発行・教員免許についての相談並びに科目等履修などを取り扱っている。なお、学生のあらゆる問い合わせ等に応えられる総合窓口として、学務センターを開設している。

アドミッション事務部門

入学・入試に関する業務全般に関する業務を担当している。入学志願者・関係指導者・保護者・高等学校への情報サービスを提供する業務ならびに在学生のうち内部進学希望者に対して学務センターを介して情報を提供する業務などを取り扱う。

エクステンション事務部門

在学生に対するインターンシップなどの学外活動および就職活動などの支援業務全般を担当する。卒業生の活躍機会の開拓ならびに本学が音楽教育機関として社会に提供できる事業の企画と提供に関する業務全般、さらに音楽院に関する業務全般を取り扱う。

研究事務部門

本学教員の研究全般に必要な事務を担当するとともに、本学付属機関（図書館・音楽博物館）の事務を担当している。在学生ならびに教職員および学外研究者に対し研究支援のためのサービス業務などを取り扱う。

管理事務部門

財務・施設・人事の管理に必要な事務全般ならびに、事務機構全体のための事務用コンピュータ・ネットワークの整備・管理業務などを担当する。

企画事務部門

学長などの教学運営責任者ならびに理事会の業務執行に必要な事務全般を担当する。法人関連の監督官庁への届出・申請の事務、対外重要契約書類、対外広報の統括・広報誌の作成などを取り扱う。付属音楽幼稚園における業務全般を、他の事務部門の協力を得ながら取り扱っている。

2. 事務職員の任用（役職者の任免を含む）

事務職員の任期については、組織の活性化、能力開発、適材適所等を目的として、同一部門において5年以上の者を対象に異動（配置転換）することとし、毎年6月に実施している。事務職員の各種職制の任期については事務局運営要綱によって4年と定め、2000年9月の新事務機構のスタートと同時に開始し、2004年9月に第2期に入った。

今後の課題として、事務機構の運営については規定策定のステップとして定められた事務局運営要綱の規定化や、事務局会議の申し合わせ事項で運営している事務職員人事に係わる任用規定などを整備する必要があるといえる。

3. 事務組織についての規程

大阪音楽大学短期大学部学則のもとに履修規定、科目等履修生規定、学位規定、専攻科規

則等を定めている。また、事務組織についての規程としては、教職員の就業に関する事項を定めた「学校法人大阪音楽大学 就業規則」、専任職員の配置を定めた「大阪音楽大学短期大学部学則 第 17 章」、事業組織の編成と連携を定めた「学校法人大阪音楽大学 組織運営規程」がある。カリキュラムの見直しを含め、これらの見直しに係る規定等の改正も同時に行われている。現在の規程集は別冊となっていた改訂作業中の規定等を収録して編集されたものである。今後制定しなければならない規定が提示されており、これらの制定並びに文書取扱規定や公用語英訳基準などの改訂作業中の規程化が急がれる。また、事務機構の運営については規定策定のステップとして定められた事務局運営要綱の規程化や、事務局会議の申し合わせ事項で運営している事務職員人事に係る任用規程などを整備する必要がある。

4．決裁処理の概要（公印や重要書類（学籍簿等）の管理、防災の状況、情報システムの安全対策等の現状）

学籍、成績認定、卒業判定などの教学上の重要事項やカリキュラム改定など履修関係、短期大学の方向性等々について、短大運営会議や各種委員会で審議された後、教授会で決定されている。

個人情報に係わる指針を遵守するとともに、情報セキュリティの面に関しては、「情報セキュリティポリシーに関する規定」が定められている。特に、学務事務部門に設置されている学生の各種情報を管理する教務システムを使用するには個々のPCに使用制限を設けることができ、権限の有する教職員しか使用することができなくしている。公印や文書は公印規定・文書取扱規定等に基づき管理され、決裁者や決済ルートについては事務局長通達により執行されている。

防災対策関係では、気象警報発令時や電車ストライキ時の対応については内規、防火規定を定めるとともに、定期的に消防訓練や救命講習を実施している。また、学生寮では毎年消防訓練や防犯講習を実施している。危機管理マニュアルについては整備する必要がある。

5．事務職員に対する教員や学生からの評価

2003年まで、毎年学生生活実態調査を実施し、学生生活の実態を調査するとともに学生からの意見や要望を聴取してきたが、各種自己点検のためのアンケート調査が頻繁に行われることになったため、重複した内容も多く、学生の負担を考慮同調査は現在行っていなかった。しかしながら学生サービス向上を目指し、2004年12月、事務局会議のもとに設置された事務機構の自己点検作業チームが、事務機構に対する学生アンケートを実施した。この集計結果によると、「悪かった」が大学で32.0%、短大で38.8%となっており、約1/3を占めている。回答の意味について検討を要するが、結果としてこの割合を減少させなければならない。今後、学生に対する説明責任が強く求められることになると予想されるが、この点を踏まえ組織的に対策を講じる必要がある。学生対応の研修も強化するべきである。

現在は各種調査の中から学生の意見や要望を吸収している。今後、学生の負担を考慮し、その負担を最小限にする実施方法を検討するとともに、組織的な調査を行わなければならない。なお、後援会総会が毎年6月に本学において開催されているが、この折にも保護者の立場が

らのご意見を聴取し、回答を行っている。

6. 事務組織のSD活動（業務の見直しや事務処理の改善等）

事務機構の意志決定機関である事務局会議のもとに、2004年1月に「事務機構の自己点検作業チーム」を編成、2000年9月に改革した事務機構について自己点検の作業を開始、2004年5月31日に、「事務機構の自己点検作業について（中間報告）～短期構想点検結果報告」が提出された。この中間報告を補完するための情報収集及び分析を行うことを目的に、2004年9月に「第2次事務機構の自己点検作業チーム」を編成した。

この報告書は、学生サービスの向上を視野に現事務機構における業務の効率化を図ることを目的に、短期的な構想と中長期的な構想に分けて改革案が提起されている。この報告書の中で、各事務部門内及び部門間の問題点が細かな部分も含め指摘されている。これら報告書の内容を事務局会議において十分に検討し、常任理事会に提案を行う予定である。

第4節 人 事 管 理

1. 教職員の人事管理

労働基準法、本学寄附行為および就業規則に基づく労働条件により、教職員の就業に関する権利と義務が規定されている。教職員の就業に関する事項を定めた「学校法人大阪音楽大学 就業規則」は、勤務、給与、人事、安全及び衛生、災害補償、表彰および懲戒、福利厚生について規定し、これに準拠して教職員の人事管理が実施されている。また、「学校法人大阪音楽大学 就業規則第21条」に基づき、教職員（嘱託教職員及び非常勤教職員は別に定める）の給与に関する事項を定めた「学校法人大阪音楽大学 給与規程」、専任教職員の基本給に関する「給与に関する基本事項」が定められており、給与体系、経験年数評価基準、手当、加給等は適正に処理されている。これらの規程は、学内各所に配布され、教職員の各種の届けは規程に準拠して処理されている。

2. 法人（理事長及び理事会等）と教職員の関係

学校法人は、法人が運営する各事業組織に置く教職員との連携を特に重んじ、互いに尊重しながら法人全般の運営が円滑に進められるよう、相互連絡、報告、相談等に積極的に取り組んでいる。2004年4月に設置され、月1回のペースで開催する執行部連絡会議（構成員：理事長、学長、常任理事、事務局役職者、教学役職者、法人事業関連役職者）は、審議機関としての機能を持たない連絡・相談のための会議として定着し、法人内の情報交換・情報開示の発信地の役目を果たしている。日常的な問題も意見交換ができる貴重な場として、法人と教職員の相互協力体制を築く上でその役割は大きい。現在、副学長が議題を整理し、司会役を務めて会議を運営している。

3. 教員と事務職員の関係

法人運営の円滑な遂行のために、教員と事務職員の相互理解は不可欠であり、互いに尊重

し合い、連携を緊密に保つことは不可欠である。現在、教授会下の各種会議、委員会においては、資料作成や議事の記録のために配置する事務職員のほかに、その立場や経験の上から意見を述べるために多くの事務職役職者を会議構成員として配置している。これは、相互の理解と尊重の精神が具現化された一つの形である。しかし、それぞれの立場からの不満や講義が日常的に皆無の状況とは言えず、今後とも更に努力を要する。教員と事務職員の関係に関連して、本項 に短大教授会と事務機構の連携を示す。

短大教授会と事務機構の連携

「大阪音楽大学短期大学部 教授会運営規程」第8条において、事務局長および関係職員の教授会への出席、ならびに関係事項の説明および議事運営上の事務処理を行うことが規定されている。現在は事務局長、各事務部門長および議事録作成その他事務処理を担う職員が出席している。教授会において決議された事項について議論の段階から傍聴することで、単に決議事項のみを伝聞するのではなく、その状況から把握し、理念を理解した上で各担当の部署に持ち帰るシステムとなっている。このことにより、本学の事務局と教授会はより密接な関係を保っていると言える。このシステムは特に受験やカリキュラム編成など教学的場面において早急な対応が求められる部分に関して有効に働いている。

しかしながら、短大教授会において事務局から提言する機能などについての直接の規定は無い。教育研究に直接的な発言は行わないまでも、学生窓口として日常的に学生と接している立場から学生の間接的な反応について報告を行ったり、それに基づく提言や助言を行ったりなど、従来の円滑な連絡を図ることのみに留まらず、各々の独立した機能は保持尊重しつつ、授業の運営方法などに関しても踏み込んだ積極的な参加が行えるよう将来に向けて検討が必要といえる。

4. 教職員の健康管理、就業環境の改善、就業時間の順守等の現状

毎年1回、非常勤を含めた全教職員を対象に健康診断を実施している。受診率は例年、約54～59%である。また、2002年度～2004年度の教職員の保健室利用平均件数は年約460件である。教職員にとって保健室の役割が重要であると言える。

事務職員の超過勤務状況について、2003年度は前年に比べて減少傾向の部門が多かったが、2004年度には逆に多くの部門で前年に比べて増加となった。付属音楽幼稚園については、計14人の教職員一人当たりの平均超過勤務時間が大学全体の平均の2倍以上になり、これは特異な状況であり、解決策を検討中である。教職員の就業環境については、健康、福利等の観点から改善の検討を進めている。

特記事項

学校法人大阪音楽大学は2005年に大正4年の大阪音楽学校創立から90周年を迎える。本短期大学は併設の大阪音楽大学と共同で、「音楽を拡げる」を統一テーマに2005年度において周年音楽に関する企画を実施する。この企画実施には、多くの教員はもちろん、各事務部門の連携のもと事務職員も密接に係わっている。